

登録証明



荒川区役所

3802-3111(代)

戸籍

戸籍は、氏名、生年月日、父母との続柄、配偶関係等を登録・公証するもので、夫婦、親子または単身で、それぞれの戸籍が作られています。

■戸籍関係の届け出

戸籍関係諸届一覧は、**下表と→P25の表**のとおりです。なお、出生届、死亡届等は、届け出の期間が定められています。ご注意ください。

■戸籍に関する証明書

※各種証明書一覧 (→P36・37)

◎戸籍証明の手数料

- 戸籍全部・個人事項証明書 (〈戸籍謄・抄本〉
戸籍に記載されている全員または必要な方の写し) …450円 (1通)
- 除籍全部・個人事項証明書 (〈除籍謄・抄本〉
除籍された戸籍に記載されている全員または必要な方の写し) …750円 (1通)
- 改製原戸籍謄・抄本 (改製される前の戸籍に記載されている全員または必要な方の写し) …750円 (1通)
- 身分証明書 (破産の有無・法定後見の通知の有

- 無等について証明するもの) …300円 (1通)
- 戸籍の附票 (住民登録をした住所が記載され、証明するもの) …窓口300円、郵送400円 (各1通)
- ※上記のうち、戸籍全部・個人事項証明書・平成改製原戸籍および戸籍の附票については、区民事務所でも請求できます

◎戸籍証明の請求

本人および直系卑属・尊属以外の方が請求するときは、委任状が必要な場合があります。
※不正な手段で請求し、使用すると、刑罰が科されます

◎身分証明書の請求

身分証明書を請求できるのは、本人のみです。やむを得ず代理人が請求するときは、本人の承諾書または委任状が必要です。
※他の戸籍に関する証明は、窓口へお問い合わせください

問 戸籍関係の届け出…戸籍住民課戸籍係
(区役所1階) **☎内線 2354**

問 戸籍関係の証明書…戸籍住民課管理証明係 (区役所1階) **☎内線 2355**

戸籍関係諸届

名称	届出期間等	届出先	届出人	添付書類等
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地または所在地あるいは子の出生地の区・市役所、町・村役場	父または母 (父、母の署名がある場合は、家族の持参が可能)	出生証明書 (医師または助産師が作成)、母子健康手帳 ※子どもの名前に使用できる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナです ※出生証明書は出生届書と一体型が標準です
養子縁組届	届け出が受理された日から法律上の効力が発生する	養親および養子の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	養親、養子または代諾権者 ※成人に達した方の証人が2人必要です	養親および養子の本籍が届出先に無いときはそれぞれの戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) ※未成年者を養子とする場合、または後見人が被後見人を養子とするときは家庭裁判所の許可書を添付
養子離縁届			養親、養子または離縁協議者 ※成人に達した方の証人が2人必要です	届出先に本籍が無いときはそれぞれの戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)

名称	届出期間等	届出先	届出人	添付書類等
婚姻届		夫または妻の本籍地あるいは所在地の区・市役所、町・村役場	夫、妻 ※成人に達した方の証人が2人必要です	夫、妻の本籍が届出先に無いときはそれぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、未成年の場合は父母の同意書
離婚届	届け出が受理された日から法律上の効力が発生する	夫妻の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	夫、妻 ※協議離婚届の場合は、成人に達した方の証人が2人必要です	届出先に本籍が無いときは戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※夫婦間に未成年の子がいる場合は親権者を定めること ※裁判または調停離婚の場合には、裁判確定または調停後10日以内に裁判判決の謄本および確定証明書、または調停調書の謄本を添付すること
離婚の際に称していた氏または婚姻当時の氏を証する届	協議離婚届け出の日、調定成立の日、審判または裁判の確定の日から3か月以内	届出人の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	離婚により、婚姻前の氏に復する者・復した者または婚姻当時の氏を称しようとする者	届出先に本籍が無いときは戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
入籍届		子（入籍者）の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	子（15歳未満の場合は法定代理人）	家庭裁判所の許可書の謄本、届出先に子および入籍する戸籍が無いときはそれぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
分籍届	届け出が受理された日から法律上の効力が発生する	分籍者の本籍地または所在地あるいは分籍地の区・市役所、町・村役場	分籍者	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※新本籍地を同じ区市町村に定める場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は必要ありません
転籍届		転籍者の本籍地または所在地あるいは転籍地の区・市役所、町・村役場	戸籍の筆頭者および配偶者	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※新本籍地を同じ区市町村に定める場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は必要ありません
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地または届出人の所在地あるいは死亡した場所の区・市役所、町・村役場	死亡者と同居の親族または同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、同居していない親族、後見人、保佐人、補助人および任意後見人	死亡診断書（医師が作成） ※死亡診断書は死亡届書と一体型が標準です
火葬許可申請 死体（埋）	死亡届を行うとき			※死亡届と同時に申請します ※火葬する場所、申請者と死亡者との関係が分かることが必要です
改葬許可申請	改葬しようとするとき	お骨を埋葬または預けてある寺の所在地の区・市役所、町・村役場	(申請人) 墓地の使用者	お骨を埋葬または預かっている寺の証明書、改葬先の証明または墓地の使用許可書 ※墓地の使用者以外の者が申請する場合は墓地使用者の改葬について承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本

住民登録

住民登録は、住所や家族構成等を記録し、選挙、国民健康保険、介護保険、国民年金、小・中学校の就学、子ども手当等、各種行政サービスの基礎とするものです。

住所が変わったときや世帯に変更があったときは、所定の期間内に届け出てください。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

☎ 内線 2362または区民事務所（→P11）

住民登録異動の届け出

届け出の種類	届出期間	届出人	必要な書類
転入届 (国内で区外から引っ越してきたとき) (海外から転入するとき)	引っ越して来た日から14日以内	引っ越した方	○転出証明書（前住所地の区市町村長が発行したもの） ○届出人の本人確認書類 ○転入する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の方） ○マイナンバーカード（お持ちの方） ○住民基本台帳カード（お持ちの方） 日本国籍の方 ○転入する方全員のパスポート ○戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ○戸籍の附票 ○マイナンバーカード（お持ちの方） 外国籍の方（平成24年7月9日以降） ○転入する方全員のパスポート ○マイナンバーカード（お持ちの方） ○転入する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書
転出届 (区外または海外に引っ越すとき)	引っ越す(出国)まで	引っ越す方または荒川区の住所で同一世帯の方	○届出人の本人確認書類 ○印鑑登録証（お持ちの方） ○国外へ転出の方のみ、マイナンバーカード（お持ちの方）
転居届 (区内で住所を変更したとき)	引っ越した日から14日以内	引っ越した方または旧住所で同一世帯の方	○届出人の本人確認書類 ○マイナンバーカード（お持ちの方） ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○転居する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書
世帯変更届 (世帯主を変更したとき、世帯を分けたとき、一緒にしたとき)	変更のあった日から14日以内	本人または同一世帯の方	○届出人の本人確認書類

※届け出は、代理人も行うことができます。上記の必要書類のほか、「本人が作成した委任状（→P35）」「代理人の本人確認書類」が必要です
 ※国民健康保険、後期高齢者医療制度や介護保険に加入している方、児童手当や乳幼児・子ども医療費助成を受けている方等は、上記の届出手続きのほか、所定の手続きが必要です（→P22・23）

※「マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方・世帯」の転出届は、転出証明書が発行されません。転入先の自治体には、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを必ずお持ちください

■オンラインでの転出届出

マイナポータルから届け出ができます。なお、マイナポータルから転出の届け出をした後に、別途、転入先の自治体の窓口で転入届等の手続きが必要です。

手続きできる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている、日本国内での引っ越しをする方。

※自身単身の引っ越しのほか、自身と同一世帯員、自身以外の世帯員の方の引っ越しでも利用できます。

※海外に引っ越しをする方、住民票は同じ住所であるものの世帯が異なる人を申請する場合は利用できません。窓口で手続きをしてください

必要なもの

- マイナンバーカード
- 有効な電子証明書とパスワード

手続の流れ

- ①スマートフォン等で、マイナポータルにアクセスし、画面の案内に従って、引っ越し日、引っ越し先住所、転入届提出予定日等を入力する
- ②マイナポータルアプリで、マイナンバーカードを読み取り、署名用電子証明書の暗証番号を入力する
- ③転入届予定日に、来庁予定場所で転入手続きを行う

マイナポータルホームページアドレス

<https://myna.go.jp>

■住民票の写し

住民票の写しは、区民事務所および戸籍住民課のほか、コンビニ交付や、事前に電話予約することにより、区役所が閉庁しているときでも受け取ることができます。また、郵送申請やインターネットを利用してオンライン申請を行うこともできます。

◎窓口での申請

戸籍住民課または区民事務所へ申請してください。

申請に必要なもの

- 交付申請書
- 本人確認書類 (→P34)
- 手数料 300円 (1通)

※本人および同一世帯の方以外が申請する場合は、委任状 (→P35) や契約書等の疎明資料が必要です

※個人のプライバシーを保護し、基本的人権を守るため、住民票の写しは、原則として「続柄」と「本籍・筆頭者」を省略してお渡しします。記載が必要な場合は、お申し出ください

■住民票の写しに関する各種サービス

◎コンビニ交付サービス

住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを持っていれば、区役所が閉庁している平日の夜間や休日でも住民票の写しを受け取ることができます。

・コンビニ交付サービスの詳細は→P33

◎電話予約

あらかじめ平日の区役所開庁時間内に電話で予約すると、指定の日時に区役所夜間・休日受付窓口で住民票の写しを受け取ることができます。

※マイナンバー入りの住民票は申請できません

利用できる方 本人または同一世帯の方

予約受付連絡先 戸籍住民課管理証明係

(☎内線 2355)

受け取り時に必要なもの

- 本人確認書類 (→P34)
- 印鑑
- 手数料 300円 (1通)

受取時間および場所 (夜間・休日受付窓口)

土・日曜日・祝日等	午前9時～午後5時	区役所地階受付
平日夜間	午後5時15分～8時	

◎郵送申請

住民票の写しは、郵送で申請することができます。住民票の写しは、住民登録している住所宛てに郵送で送付します。

利用できる方 本人または同一世帯の方

申請 〒116-8501荒川区荒川2-2-3

荒川区役所戸籍住民課管理証明係

申請に必要なもの

- 交付申請書
- 本人確認書類 (→P34) の写し
- 返信用封筒 (切手を貼り、住所・氏名を記入)
- 手数料 (一通400円) 相当の定額小為替
- ※申請書は、荒川区ホームページからダウンロードできます

◎オンライン申請

荒川区ホームページから、住民票の写しの交付申請をすることができます (→P21)。住民票の写しは、郵送で送付します。

◎広域交付 (他の区市町村での受け取り)

マイナンバーカード、あらかじめMyカード (住民基本台帳カード) 等をお持ちの方は、他の区市町村の窓口で、住民票の写し (本籍地の記載を省略したもの) を受け取ることができます。

利用できる方 本人または同一世帯の方

申請に必要なもの

- 交付申請書
- マイナンバーカード、あらかじめMyカード (住民基本台帳カード)、官公署が発行した顔写真付きの証明書 (運転免許証、パスポート等) 等
- ※現在の氏名および住所が記載されたものに限りませ
- 印鑑
- 手数料

※手数料の額は、各区市町村により異なります

利用時間 午前9時～午後5時

サービス項目	申請場所	取扱時間	参考
コンビニ交付サービス	該当コンビニ事業者の店舗	午前6時30分～午後11時	→P33
電話予約	戸籍住民課	午前8時30分～午後5時15分	→P27
郵送申請			
オンライン申請	荒川区ホームページから専用サイトへ	24時間 (区役所での事務処理が進むのは開庁時間帯のみ)	→P21
広域交付	各市区町村窓口	各市区町村により異なります	→P27

外国人住民の手続き

特別永住者証明書の手続きは下表をご覧ください。

区分 種別	内容	届け出期間	持参する書類	問合せ
有効期間 の更新	特別永住者証明書の有効期間の更新	○有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間 ○有効期間満了日が16歳の誕生日とされているときは、当該誕生日の6か月前から有効期間満了日までの間	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ○写真1枚	戸籍住民課 住民記録係 (区役所1階) ☎内線 2362
住居地以外 の記載 事項変更	氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したとき	変更した日から14日以内	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ○写真1枚 ※16歳未満の方は不要 ○変更した事実が分かる資料	
紛失等による再 交付	特別永住者証明書を紛失、盗難、滅失したとき	その事実を知った日から14日以内	○パスポート(所持する方) ○写真1枚 ※16歳未満の方は不要 ○特別永住者証明書の所持を失ったことを証する資料	
汚損等による再 交付	特別永住者証明書を著しくき損または汚損したとき	その事由が生じたとき	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ○写真1枚 ※16歳未満の方は不要	
交換希望による再 交付申請 ※手数料 として 1600円 が必要	上記以外の理由で交換を希望するとき (写真や特別永住者証明書番号の変更を希望する場合等) ※正当な理由がない場合を除く	いつでも可能	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ※手数料は、交付時に徴収するため、受け付け時は不要	

※写真は縦4cm×横3cm

※届出内容に不備がある場合は、受け付けできない場合があります。詳細は、上記にお問い合わせください

※中長期在留者の方は東京出入国在留管理局での手続きになります。詳細は、下記にお問い合わせください

問 出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 0570-013904

(IP電話・PHS・海外からは☎03-5796-7112)

※月～金曜日(祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

ホームページアドレス

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

印鑑登録

印鑑登録している印鑑は、重要な契約や取引をする際に使用する大切なものです。使い方や保管の方法によっては、思いがけない財産上の不利益を被ることがあります。慎重に取り扱しましょう。

◎登録できる方

荒川区に住民登録をしている15歳以上の方
※成年被後見人の印鑑登録は、お問い合わせください

◎登録できる印鑑

登録できる印鑑は、一人につき1個です。また、同じ印鑑で2人以上の方の登録はできません。

◎登録できない印鑑

- 住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたもので表示されていないもの
- 職業、資格等の事項を併せて表示しているもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まる、または1辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明、または文字の判読が困難なもの
- 外枠の無い、外枠が3分の1以上欠けたもの
- ※このほかにも、登録できない印鑑があります

■印鑑登録の流れ

- | |
|----------------------|
| ①申請 (必ず窓口での手続きになります) |
| ②照会 (即日登録の場合を除く) |
| ③回答 (即日登録の場合を除く) |
| ④登録 (印鑑登録証の交付) |

①申請

登録する本人が、申請してください。

必要な書類等

- 登録する印鑑
- 本人確認書類 (→P34)
本人が申請できないときは、代理人が申請することもできます。この場合は、上記の書類等のほか、次の書類等が必要になります。
- 本人が作成した委任状 (→P35)
- 代理人の本人確認書類 (→P34)

②③④照会による登録手続き

申請受け付け後、照会書を自宅宛てに送付します。照会書が届いたら、照会書の「回答書」欄に本人が自署・押印し、次の書類を持参し、手続きしてください。回答書と引き換えに、印鑑登録証をお渡しします。

必要な書類等

- 回答書
- 登録する印鑑
- 本人確認書類 (→P34)

○手数料50円

本人が来られない場合は、代理人が手続きをすることもできます。この場合は、上記の書類等のほか、次の書類等が必要です。

- 本人が作成した委任状 (→P35)
- 代理人の印鑑 (持っていない場合は署名でも可)
- 代理人の本人確認書類 (→P34)

◎即日登録

次の場合は、申請日に印鑑登録を行い、印鑑登録証をお渡しします。

- 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等の官公署が発行した顔写真付きの証明書 (写真に浮き出しプレス印や特殊加工が施してあるもので、有効期間内のもの) を提示して本人が申請
- 都内で印鑑登録している方を保証人として、本人が申請
※本人確認書類のほか、区外在住の方が保証人の場合は、保証人の印鑑登録証明書 (3か月以内に発行されたもの) が必要です

■こんなときは

◎登録している印鑑を変更するとき

「印鑑登録証」と「登録する印鑑」を持参し、印鑑登録廃止申請と新規の印鑑登録申請を行ってください。

※新規の印鑑登録と同様の手続きになるため、即日登録できない場合があります

◎印鑑登録証を無くしたとき

印鑑登録を抹消します。印鑑登録亡失届を提出してください。改めて印鑑登録する場合は、新規の印鑑登録申請を行ってください。

※新規の印鑑登録と同様の手続きになるため、即日登録できない場合があります

◎登録印を無くしたとき

印鑑登録を抹消します。印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止申請書を提出してください。改めて印鑑登録する場合は、新規の印鑑登録申請を行ってください。

※新規の印鑑登録と同様の手続きになるため、即日登録できない場合があります

◎住所変更したとき

○区内で住所変更したときは、転居の届け出により自動的に住所が変更されます

○区外に住所変更するときは、登録を抹消します。転出手続きの際に、印鑑登録証をお持ちください

問 戸籍住民課住民記録係 (区役所1階)

☎内線 2362

問 区民事務所 (→P11)

印鑑登録証明書

◎窓口での申請

印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、必ず印鑑登録証を持参し、戸籍住民課または区民事務所で申請してください。

代理人でも印鑑登録証があれば、手続きを行うことができます。

手数料 300円（1通）

※印鑑登録証の提示がないと、印鑑登録証明書は発行できません（登録印を持参する必要はありません）

◎印鑑登録証明書に関する各種サービス

○コンビニ交付サービス（→P33）

問 戸籍住民課管理証明係（区役所1階）

☎内線 2355

問 区民事務所（→P11）

印鑑登録証は大切に 保管しましょう

印鑑登録証は、印鑑登録証明書の交付申請時に必要なものです。印鑑登録証があれば、本人以外の方でも印鑑登録証明書を受け取ることができてしまいます。印鑑登録証は大切に保管しましょう。

既製印（三文判）を 登録するのは危険です

一般に市販されている既製印は、大量生産されているもので、誰でも簡単に同じ印鑑を入手することができるものです。不正行為等に利用され、思い掛けない財産上の不利益を被る場合があります。印鑑登録には、手彫りの印鑑を登録するようにしましょう。

マイナンバー

■手続きにおける本人確認書類について

マイナンバーの手続きでは厳格な本人確認をします。手続きの内容により本人確認書類が複数必要な場合がありますので、窓口にお越しになる前にお問い合わせください。

また、手続きによっては本人確認書類を複写（コピー）します。

■通知カード

通知カードは廃止され、マイナンバーの通知は、個人番号通知書の送付によって行われます。

このため、通知カードの再交付や氏名・住所等の変更に伴う通知カードの記載内容の変更はできません。

通知カードを持っている場合、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き、マイナンバーを証明する書類として通知カードを利用できます。

通知カードに記載されている氏名・住所等に変更がある場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明ができます。

■マイナンバー（個人番号）カード

平成28年1月から開始したマイナンバーの利用に伴い、ICチップと顔写真が付いた身分証として利用できる「マイナンバーカード」を発行しています。申請は任意です。

マイナンバーカードのICチップには、自宅のパソコンから確定申告等の手続きが行える「署名用電子証明書（→P32）」と、コンビニのマルチコピー機から住民票等を取得できる「利用者証明用電子証明書（→P32）」が搭載されています。なお、電子証明書の利用範囲は今後拡大する予定です。

また、カードの有効期限はカードの発行日から、18歳以上の方は10回目の誕生日、18歳未満の方は5回目の誕生日までです。外国籍の方は在留資格が「永住者」または「特別永住者」に限り、日本国籍の方と同じです。それ以外の資格（留学、特定活動、定住者等）の方の有効期限は、在留期間の満了日までです。

各電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。外国籍の方で在留期間の満了が5年以内の方は、在留期間の満了日が有効期限です。



◎交付手続きについて

マイナンバーカードの申請受付からカードの作成までは、総務省が所管し、地方公共団体が共同して運営する組織として設立された「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」で行っています。申請に基づき作成されたマイナンバーカードが、J-LISから荒川区に届きます。区では、交付できる準備を整えてから、交付通知書を転送不要の普通郵便で送付しています。

◎紛失してしまった場合

マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）に電話し、カードの一時停止をしてください。その後、警察署で遺失届の受理証を取得したうえで、マイナンバーカード窓口または区民事務所に紛失・廃止届を提出すると再交付申請ができます。なお、紛失・廃止届提出前にカードを見つけた場合は、一時停止解除のためカードを持参し、マイナンバーカード窓口または区民事務所へお越しください。

■マイナンバー（個人番号）カードの各種手続き

◎転入届、転居届、氏名変更等をする場合

追記欄に最新の情報を記載します。マイナンバーカードはIC情報の更新処理を行います（マイナンバーカードに登録した住民基本台帳用暗証番号の入力が必要）。

◎転出届（国内）をする場合

転出届は原則、転出証明書が発行されませんので、転入先の自治体にマイナンバーカードを必ず持参してください。新しい住所地区市町村窓口で転入届出後、追記欄に住所が記載されます。

必要な書類等は新しい住所地区市町村にご確認ください。

◎転出届（国外）をする場合

カードの追記欄に一度返納した旨の記載を行いますので、手続き時に持参してください。手続き後、カードを返却します。再び住民登録を行ったときは、カードを持参してください。新しいカードを無料で再発行できます。

◎各種手続きのご案内

◎申請受付場所

戸籍住民課または区民事務所

※区民事務所では一部取り扱いできない手続きがあります

◎申請できる方

本人、同一世帯員または代理人

※原則、本人が申請してください。手続きによっては同一世帯員または代理人での手続きも可能ですが、内容により要件が異なります

◎必要な書類

手続きによって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

☎内線 2363

問 区民事務所（→P11）

◎住民異動を伴わない場合

問 マイナンバーカード窓口

荒川2-1-5セントラル荒川ビル4階

☎内線 3737

あらかわマイカード (住民基本台帳カード)

あらかわマイカード (住民基本台帳カード) は、高度なセキュリティ機能を持ったICカードで、区に住民登録している方からの申請に基づき、有料で交付していましたが、顔写真付きのカードと顔写真の無いカードがあり、さまざまなサービスを利用できます (有効期間は10年間)。

※あらかわマイカード (住民基本台帳カード) の発行は、平成27年12月に終了しました

◎基本的な機能

○写真付きのカードは、公的な本人確認書類として使用できます

◎付加機能利用 (申請により利用できるサービス、申請は平成27年12月に終了しました)

○図書館の利用カードとして、図書館の図書等を借りることができます

※事前に利用者登録が必要です

○コンビニエンスストア等で証明書自動交付サービスが利用できます

◎こんなときは

○住所変更したとき・氏名変更したとき

区内で住所・氏名を変更したときは、届け出てください。カードの裏面に新しい住所・氏名を記載します。

※継続利用条件に当てはまるカードは、区外に住所変更した後も、所定の手続きをすることで引き続き利用できます

○カードを無くしたとき

カードを紛失したり、盗難に遭ったりしたときは、警察署に届け出たうえで、戸籍住民課または区民事務所に一時停止届または廃止届を提出してください。

○有効期間の満了が近付いたとき

あらかわマイカードの発行は、平成27年12月に終了しました。

必要な方は、マイナンバーカードを申し込んでください。

問 戸籍住民課住民記録係 (区役所1階)

☎内線 2362

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスは、あらかわマイカード (住民基本台帳カード) やマイナンバーカードのICチップに電子証明書を格納し、行政機関等へ安全で確実なインターネットを利用した電子申請を行えるようにするサービスです。

電子証明書は、次の2種類があります。

○署名用電子証明書…電子申請 (e-Tax等)、民間オンライン取引 (オンラインバンキング等) の登録等

インターネット等で作成・送信した電子文書が、「あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明できます。

○利用者証明用電子証明書…行政のサイト (マイナポータル等) へのログイン、コンビニ交付サービス利用等

インターネットサイト等のログイン時に、「ログイン等した者が、あなたであること」を証明できます。

※あらかわマイカード (住民基本台帳カード) への電子証明書の発行・更新は平成27年12月に終了しました。平成28年1月からは、電子証明書は全てマイナンバーカードへ格納しています

◎申請手続きの流れ

- | |
|----------------|
| ①申請 |
| ②交付 (電子証明書の格納) |

①申請

申請できる方 荒川区に住民登録をしている方

申請受付場所 マイナンバーカード窓口

申請に必要な書類

○発行申請書

○マイナンバーカード

※手数料は、初回発行時は無料 (カードの紛失・汚損等の自己の責による再発行は200円)

②交付

発行手続きの際、暗証番号 (署名用電子証明書は6桁~16桁で英数字混在の任意のもの、利用者証明用電子証明書は4桁の数字の任意のもの) を設定します。

※原則、本人からの申請のみ

※署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方と成年被後見人の方は原則、発行できません

◎こんなときは

○住所を変更したとき・氏名を変更したとき

マイナンバーカードの署名用電子証明書は自動的に失効します。住所や氏名の変更後も引き続き

電子証明書が必要な場合には、改めて発行申請をしてください。

○有効期間の満了が近づいたとき

有効期間の満了日の3か月前から、更新の手続きを行うことができます。必要な書類と手続きは、発行申請と同じです。

○ロックがかかってしまったとき

パスワードを連続して誤って入力すると、電子証明書にロックがかかり、一時的に使えない状態になります。マイナンバーカード窓口に解除申請をしてください。

■電子申請

公的個人認証サービスを利用した主な電子申請手続きは、次のとおりです。

○住民票の写し交付申請（荒川区）

○特別区民税の課税・納税証明書交付申請（荒川区）

○国税の申告・納税（国税庁）

○年金・健康保険の申請・届け出（厚生労働省）

◎公的個人認証サービスの詳細は

公的個人認証サービスの詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.jpki.go.jp/>

問 マイナンバーカード窓口

荒川2-1-5セントラル荒川ビル4階

☎内線 3737

マイナンバーカードを用いて 証明書を取得する方法

■コンビニ交付サービス

証明書自動交付サービスの利用登録をしている「あらかわMyカード（住民基本台帳カード）」または利用者証明用電子証明書を格納済みの「マイナンバーカード」を持っていれば、コンビニエンスストアの端末機で、住民票の写しや印鑑登録証明書を受け取ることができます。

サービス利用ができる店舗等・時間・手数料

○マルチコピー機（コンビニ端末機）が設置されている全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール、ミニストップ

○午前6時30分～午後11時
（年末年始、保守点検日を除く）

○200円（1通）

※端末機は、区役所地下1階情報提供コーナーにも設置しています。（利用時間：午前8時30分～午後5時15分）

■オンライン申請

スマートフォンとマイナンバーカードを用いて、オンラインで住民票の写し等の交付申請ができます。なお、証明書は、郵送で送付します。

※申請時にクレジットカードでの決済が必要です

利用できる方

○住民票…荒川区に住民登録がある方

○戸籍証明書…荒川区に戸籍がある方

取得できる証明書（一通あたりの手数料）

○住民票の写し（300円）

○戸籍謄本・戸籍抄本（現在のもの）（450円）

○身分証明書（300円）

申請に必要なもの

・スマートフォン（マイナンバーカードが読み取れるもの）

・マイナンバーカード

・署名用電子証明書暗証番号

・クレジットカード

本人確認

区では、本人になりすました虚偽の届け出や申請、不正な手段による証明書の請求を防ぐため、住民異動や戸籍の届け出等の際に、届出人や申請者等の本人確認を行っています。

◎本人確認を行う主な手続き

- 住民登録の届け出
転入届、転居届、転出届、世帯変更届
- 戸籍の届け出

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、不受理申出・取り下げ

- 各種証明の交付請求
住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）、除籍全部・個人事項証明書（除籍謄・抄本）、改製原戸籍謄・抄本、戸籍の附票、身分証明書等
- 印鑑登録の申請

◎本人確認書類

1点で確認するもの	①官公署が発行する書類（写真を貼ったもの）で、住所・氏名・生年月日の記載のあるもの（有効期間内のものに限る） （例）運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付）、パスポート（日本国政府発行のもの）、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、宅地建物取引主任者証、無線従事者免許証等	
2点以上の提示が必要なもの	必須	②官公署が発行する書類で、住所・氏名・生年月日の記載のあるもの （例）健康保険証、年金手帳、年金証書、高齢受給者証、介護保険証等
	②に加えていずれか一点	③上記②のほか、住所・氏名の記載のある公的書類 （例）納税通知書、国民健康保険料納入通知書、介護保険料納入通知書等
		④社員証、学生証（いずれも顔写真を貼ったもの）等で、住所・氏名・生年月日の記載のある書類 ○上記③④の書類が無い場合の参考 ・電気・ガス・水道等公共料金に関する通知書等で、住所・氏名の記載のある書類 等 ・携帯電話料金の納入通知書等で、住所・氏名の記載のある書類 等

※マイナンバーカード・電子証明書に関する手続きは、本人確認書類が異なります。詳細は、マイナンバーカード窓口（☎内線3737）へお問い合わせください

委任状の書き方

委任状（委任の旨を証する書類）は、代理人による届け出や申請が本人の意思に基づくものであることを証明するものです。

委任状は、便せん程度の大きさの用紙に、本人が作成（自署または記名・押印）してください。委任状に不備があると、受け付けできない場合があります。

記入要領

- （委任事項）の欄には、届け出・申請の具体的な要件を記入してください
 （例）転入・転居・転出の届け出
 住民票の写し交付申請
 印鑑登録の申請
 印鑑登録証の受領
 印鑑登録証の亡失届け出
 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の交付申請
- 委任事項1件につき1枚の委任状を作成してください。複数の委任事項がある場合は、それぞれ委任状を作成してください
- 住民票の写しの交付申請に係る委任状の場合は、使用目的、本籍・続柄・在留情報記載の有無、必要な通数も記入してください。本籍・続柄・在留情報について記載がない場合は、住民票の写しにこれらの項目を記載できません
- ※マイナンバーの記載が必要な場合は、必ず使用目的とマイナンバーが必要な旨を記入してください。明記されていない場合、マイナンバーを記載することはできません。マイナンバー記載の住民票の写し等については、送料を負担いただき、本人宛に郵送します
- 印鑑登録に関する申請に係る委任状の場合は、住所・氏名の自署、登録する（している）印鑑を押印してください
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の交付申請に係る委任状の場合は、使用目的、本籍地、筆頭者氏名、電話番号、必要な証明書の種類・通数も記入してください
- ※荒川区ホームページから見本・書式をダウンロードできます

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

☎内線 2362

問 区民事務所（→P11）

パスポートの申請手続き

問 東京都旅券課電話案内センター（オペレータによる案内・自動音声）

☎ 5908-0400

■旅券窓口

※各旅券窓口との電話相談を希望の場合は、電話案内センター経由でつながります

問 旅券課

都庁都民広場地下1階（JR新宿駅西口徒歩10分、都営地下鉄都庁前駅A3出口すぐ）

問 旅券課有楽町分室

東京交通会館2階（JR有楽町駅京橋口徒歩1分）

問 旅券課池袋分室

サンシャインシティワールドインポートマート5階（JR池袋駅東口徒歩15分、東京メトロ東池袋駅徒歩5分）

問 旅券課立川分室

ルミネ立川店9階（JR立川駅徒歩1分）

各種証明のご案内

種別	手数料	請求窓口		注意事項	問合せ
		区役所	区民事務所		
戸籍届出の受理証明書	荒川区では1通350円	○	—	本籍地にかかわらず、届出を受理した区市町村で発行します。届出人以外の方が請求する場合、原則、委任状が必要です。	届出先の区市町村の戸籍係
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通450円	○	○	<p>本人以外の方が請求する場合、委任状が必要な場合があります。閲覧はできません。</p> <p>※区民事務所での取り扱いでは、発行できない証明があります。詳細は、お問合せください</p>	<p>戸籍住民課管理証明係(区役所1階)</p> <p>内線 2355</p> <p>各区民事務所→P11</p> <p>(本籍地が荒川区にない場合は、本籍地の区市町村)</p>
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)					
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1通750円	○	—		
除籍個人事項証明書(除籍抄本)					
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通750円	○	△		
戸籍一部事項証明書	1通450円	○	—		
除籍一部事項証明書	1通750円	○	—		
戸籍の附票の写し	1通300円	○	○		
身分証明書	1通300円	○	—		
不在籍証明書	1通300円	○	—		

種別	手数料	請求窓口		注意事項	問合せ	
		区役所	区民事務所			
住民票・除票の写し	1通300円	○	○	本人または同一世帯員以外が住民票または除票の写しを請求する場合は、委任状の添付または関係・具体的な理由の明示・添付が必要です。 ※交付できない場合があります	戸籍住民課 管理証明係 (区役所1階) 内線 2355 各区民事務所 →P11	
住民票の記載事項証明書	1通300円	○	○			
広域交付住民票	1通300円	○	○			本人または同一世帯員のみ請求できます。 ※顔写真付き公的身分証明書が必要です
不在住証明書	1通300円	○	○			
印鑑登録証明書	1通300円	○	○			印鑑登録証が必要です。
住民基本台帳一覧表の閲覧	30分1000円 転記1件70円	○	—	一般の方や営利目的での閲覧はできません。 また、事前申請が必要です。	戸籍住民課 管理証明係 (区役所1階) 内線 2353	
印鑑登録	1件50円	○	○	本人確認書類、請求窓口によって、 手続方法が異なります。 各案内ページ(→P29)をご確認ください。	戸籍住民課 住民記録係 (区役所1階) 内線 2362 各区民事務所 →P11	